

はじめに

この『意匠登録出願等の手続のガイドライン』は、平成12年1月の意匠登録出願等のオンライン手続の導入に伴う意匠法施行規則様式の改正に対応した「願書」、「図面」、「手続補正書」等の作成方法について述べたものであり、平成12年1月に公表したガイドラインに随時修正を加えたものです。

なお、本ガイドラインと共に、意匠の具体的な表し方については「[意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き](#)」を、登録要件に関わる必要とされる記載内容については「[意匠審査基準](#)」をご参照ください。

出願から権利消滅まで

〈書面により出願した場合〉

